



平成21年2月13日

各位

会社名 株式会社ビジョンメガネ  
代表者名 代表取締役社長 永池 善夫  
(JASDAQ・コード7642)  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員  
経営企画室長 安東 晃一  
電話 06-6783-3288

## 平成21年3月期第3四半期に係る四半期財務諸表に対する結論不表明について

当社の平成21年3月期第3四半期に係る四半期報告書を提出するにあたり、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビューについて、新日本有限責任監査法人より結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を本日受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 背景及び概要

当社は、平成21年3月期第2四半期において、大幅な四半期純損失を計上し債務超過となりました。引き続き、事業計画に基づいた安定的な会社運営、及び有利子負債の返済実現について厳しい状況が続いていることから、第3四半期報告書に「継続企業の前提に重要な疑義を招かせる事象又は状況」の注記を記載する予定です。

(参考) 継続企業の前提に関する注記

当社は前事業年度において営業損失479百万円、経常損失556百万円を計上し、さらに、事業再生を図るための不採算店舗閉鎖に伴って見込まれる損失額を事業再構築引当金として計上したため2,107百万円の当期純損失を計上いたしました。このため、一部の借入金契約に付されている財務制限条項に抵触し、継続企業の前提に重要な疑義が生じることとなりました。当該疑義を解消するため、当社は「新再生計画」を策定し、取引金融機関、取引先に対してご協力を要請したところ、同計画に対し一定の評価をいただき、期限の利益喪失猶予、一定期間の約定弁済額の減額の承諾を得て約定変更に基づく弁済契約を締結し、さらに、主要仕入先より代金支払について猶予をいただくことができました。

当社は「新再生計画」で計画した不採算店舗の閉鎖スケジュールを前倒しで実施し、店舗運営費の更なる圧縮を推し進めてまいりました。第1四半期につきましては、「新再生計画」に示した計画数値を達成する事ができましたが、第2四半期に入り販売価格の下落傾向に歯止めがかからず、既存店売上が大幅に減少した事により、計画数値を達成する事が出来ませんでした。当第3四半期においても売上高の低迷状況を脱出できず、店舗閉鎖の影響もあり、売上が第2四半期に比べ約20%減少した結果、引き続き「新再生計画」に示した計画数値を達成することができず、第3四半期累計期間において営業損失255百万円、経常損失355百万円を計上することとなりました。さらに第2四半期において本社の土地・建物の減損損失を計上したこともあり、第3四半期累計期間における四半期純損失は1,642百万円となり、1,291百万円の債務超過となりました。第2四半期にご報告いたしております、平成20年11月末期日であつ

た短期借入金 5,810 百万円の借り換えについては全金融機関の同意が条件となっておりましたが、現在もなお一部の金融機関の同意を得ることができず、現時点においても期限の利益を喪失している状況にあります。これらの結果、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

このような状況下、当社は債務超過に陥った純資産を回復するため、スポンサー候補より資本金の導入及び営業面での支援に向けて協議を継続しております。また、期限の利益の喪失状況につきましては、金融機関からも、スポンサー候補との条件面での合意が完了し、スポンサー候補の意向を酌んだ再建計画を提示後、各金融機関においてその妥当性を評価するまでの一定期間は静観いただける合意ができております。

支援内容、方法、時期等につきましてスポンサー候補との協議がまとまり、スポンサー候補からの資本注入の実行及びスポンサー候補の意向を酌んだ再建計画について取引金融機関に十分評価いただくことにより、再び期限の利益が得られ、また債務超過も解消できるものと確信しております。

これらによって継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものと考えております。

四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期財務諸表には反映しておりません。

以上

世界的な不況による国内主要企業の経営不振や雇用不安が深刻化するなど、個人消費の環境の悪化要因が発生し、眼鏡の市場におきましても消費低迷により、当社既存店舗の売上高が第 2 四半期期間に比べ、第 3 四半期期間は約 20% 落ち込む結果となりました。

このような状況下、「新再生計画」に示した計画数値を達成できず、減損処理による特別損失により四半期純損失を計上した結果債務超過となり、また、金融機関に対する借入金の期限の利益を喪失した状況にあるため、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、新再生計画を作成し、収益性の改善とともに、金融機関からの支援を要請し、資本金導入のためのスポンサーと契約に向けて鋭意努力して参りましたが、継続企業の前提に係る疑義を解消させるべく努力を続けておりましたが、第 3 四半期報告書提出にあたり、新再生計画の見直しを行い、合理的な経営計画を策定し、取引金融機関からの金融支援と債務超過状態を解消する状況を整えることができませんでした。

現在スポンサー候補を絞り込み、財務構築面及び営業強化面の具体的な施策について話し合いを進め、条件面での交渉を続けておりますが、未だ最終的な協議がまとまった状態に至っておりません。このような状況において当社は、新日本有限責任監査法人より、現時点で会社とスポンサー候補との協議がまとまっておらず、スポンサー候補からの資本注入の実行及び合理的な経営計画は未確定の状況にあるとして、金融商品取引法第 193 条の 2 項第 1 項の規定に基づく四半期レビューについて、当該監査法人より結論を表明しない旨を記載した独立監査人の四半期レビュー報告書を本日受領いたしました。

## 2. 四半期レビュー報告書の記載内容

受領した四半期レビュー報告書に記載された内容は以下の通りであります。

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジョンメガネの平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 30 期事業年度の第 3 四半期会計期間（平成 20 年 10 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで）及び第 3 四半期累計期間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

#### 記

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は「新再生計画」に示した計画数値を達成できず多額の四半期純損失を計上した結果債務超過となり、また金融機関に対する借入金の期限の利益を喪失した状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況の解消に向けての会社の対応策については当該注記に記載されているが、現時点で会社とスポンサー候補との協議がまとまっておらず、スポンサー候補からの資本注入の実行及び合理的な経営計画は未確定の状況にある。このため、当監査法人は、継続企業を前提として作成されている上記の四半期財務諸表に対する結論を表明するための手続が実施できなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、上記事項の四半期財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社ビジョンメガネの平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 3. 今後の展開

当社は、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を早期に解消すべく、金融機関からの協力とスポンサー候補との最終協議を行い、契約締結による資本金導入など可及的速やかな実現に向けて全力を尽くす所存です。

以上